

定款・規約

ボランティア団体 アートチームSPOTによる規約

第一条（名称）

この団体は、「アートチームSPOT」と称する。

第二条（目的）

この団体は、芸術創作活動を通じて、社会貢献することを目的とする。

第三条（所在地）

この団体の事務所は、大阪府守口市に置く。

第四条（会員）

この団体の会員は、次のとおりにする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
2. 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
3. 利用会員 この法人の活動に参加するために入会した個人及び団体

第五条（入会）

会員になろうとする者は、会員の推薦と理事長の承認で入会とする。

第六条（退会）

会員は、書面での通達、或いは理事の通達によって退会とする。

第七条（会費）

会員は、毎年4月に月会費に関しては、会員に告知するが、当月までに告知のない場合は納める必要はない。また、途中入会の会員においては入会の際に告知する。

また、会費とは別に下記活動に伴う一時徴収が発生する場合があります、その場合は会員より徴収できるようにする。

第八条（活動）

この団体は、次の活動を行う。

- ・芸術創造の機会提供
- ・公共施設、商店街、空きテナント等の地域を利用したインスタレーション企画
- ・芸術制作による地域活性
- ・異業種交流を目的とした芸術制作
- ・青年支援活動
- ・上記に関わるボランティアを含むコンサルティング活動

第九条（役員）

この団体の役員は、次のとおりとする。

1. 理事長1名（代表が務める）

第十条（理事会）

理事会は、理事をもって組織し、団体の運営を行う。

第十一条（総会）

総会は、会員をもって組織し、次の事項について議決を行う。

1. 事業計画及び予算の承認
2. 決算の承認
3. その他の重要事項

第十二条（議決）

総会の議決は、出席会員の過半数の賛成による。

第十三条（補則）

この規約に定める事項は、理事の定めるところによる。